平成25年(ワ)第1377号 損害賠償請求事件 公正な判決を求める要請書

医療法人社団恵和会宮の森病院、院主である岩佐恵麿氏、同じく看護部次長である加藤由美子氏に対し、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントを受けたことに対し慰謝料を求めて裁判を起こした原告、高原香織さんの勇気ある行動を支持し、札幌地裁の公正な判決を求めます。

高原さんは、「経営者からのお誘いは断らないように」と看護部次長から命令され、仕事中及び休日も食事や買い物のお誘いの電話が何度もかかってきました。また、欲しくない物を無理やり買い与えられ、食事会の時はストッキングの色まで指定され、プライベートに立ち入ってきました。それをキッパリ断ると、今度は、高原さんに対してのセクハラはパワハラへと変わっていきました。

今までの業務とは全く違う仕事が命じられ、毎日日報と称して分単位まで何をしていたかチェックされたり、看護師の日常業務であるサクション瓶(痰吸引の瓶)やガーグル(うがいを吐き出す物)を 100 本近くを一人で洗浄させられたり、全病棟の車イス 60 台もの空気入れを毎日させられるなど、高原さんは見せしめとも思われる行為に毎日悔しくつらい日々を耐えてきました。

そして、ある日、高原さんが妊娠したことを経営者に報告すると、「想像妊娠?」と馬鹿にされただけではなく、「特別入浴介助(特浴)を1人で行うように」と業務命令までされました。特浴は重労働であるばかりでなく滑りやすい浴室での作業です。高原さんは言います「数々のイジメに、退職も考えた。でも自分は悪いことは何一つしていない。命を危険にさらされ、経営者の思うがまま泣き寝入りするわけにはいかない。自分と同じ目に合う職員を二度と出させない」と立ち上がる決意を固めたのです。

私たち恵和会労働組合をはじめ、北海道医労連ならびに札幌地区労連は、このようなセクハラ、パワハラ、マタハラを受ける職員が二度と出ないように、患者さんのために一生懸命働ける職場環境になることを望みます。労働者が安心して働ける職場をめざす為にも、また、「二度と私のような職員を出さないように」と立ち上がった高原香織さんを支えるために支援します。裁判長の公正な判決をよろしくお願い致します。

氏 名	住

札幌地裁が公正な判決を出すよう要請いたします。